

次のとおり 略

広島市告示（東区）第73号

平成19年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第74号

平成19年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第75号

平成19年4月26日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第76号

平成19年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第77号

平成19年4月26日

下記駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月26日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（東区）第78号

平成19年4月27日

下記駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月27日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第47号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

1 委託を受けた者

広島市南区皆実町一丁目4番46号

社会福祉法人 広島市南区社会福祉協議会

代表者 会長 石 津 哲 次

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（南区）第48号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇品老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

1 委託を受けた者

広島市南区皆実町一丁目4番46号

社会福祉法人 広島市南区社会福祉協議会

代表者 会長 石 津 哲 次

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（南区）第49号

平成19年4月10日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の

46第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同令第174条の45第2項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 奥田 重二 嘱託員 平田 訓敏

嘱託員 黒田 一博 嘱託員 寺田 幸治

嘱託員 保井 幸造 嘱託員 中谷 洋

嘱託員 田辺 美和 嘱託員 岡田 昭雄

嘱託員 野田 秀實 嘱託員 一村 義男

嘱託員 石川 利行 嘱託員 畑岡 欽也

嘱託員 鈴木 実 嘱託員 石田 十也

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成19年4月1日

4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（南区）第50号

平成19年4月10日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同令第174条の45第2項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課及び収納課（青崎連絡所）

嘱託員 長船布施夫 嘱託員 田口 淳二

嘱託員 高亀 英作 嘱託員 渡島 四郎

嘱託員 岡田 涼

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条に規定する手数料（青崎連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成19年4月1日

4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（南区）第51号

平成19年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第52号

平成19年4月11日

広島駅南口第一及び広島駅第三A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第53号

平成19年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第54号

平成19年4月13日

広島駅南口第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第55号

平成19年4月13日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第56号

平成19年4月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成19年4月13日から同月27日まで南

区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路 の 種類	路 線 名	変 更 区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
市道	南 3 区 221号線	南区段原南一丁目9 番地1地先から 南区段原南一丁目9 番地1地先まで	旧	メートル 14.00 } 20.00	メートル 32.00
			新	メートル 17.00 } 23.00	メートル 32.00

広島市告示（南区）第57号

平成19年4月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成19年4月13日から同月27日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始 の 期 日
市 道	南 3 区 221号線	南区段原南一丁目9番地1 地先から 南区段原南一丁目9番地1 地先まで	平成19年 4月13日

広島市告示（南区）第58号

平成19年4月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第59号

平成19年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第60号

平成19年4月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による次の一団地を認定しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 一団地の名称 県営宇品住宅
- 2 一団地の区域 広島市南区宇品東一丁目915-5, 外19筆
- 3 認定番号 第1号
- 4 認定年月日 平成19年4月19日

広島市告示（南区）第61号

平成19年4月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第62号

平成19年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第63号

平成19年4月25日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第64号

平成19年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第65号

平成19年4月27日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋

外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉 忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第66号

平成19年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

~~~~~  
広島市告示（西区）第51号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部埋立第五公園使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市西区商工センター三丁目1番1号
財団法人広島勤労者職業福祉センター

2 委託をした期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

~~~~~  
広島市告示（西区）第52号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、竜王公園使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区南千田東町4番32号  
株式会社第一ビルサービス

2 委託をした期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

~~~~~  
広島市告示（西区）第53号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、草津公園使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市西区庚午南二丁目33番24号
センビ・安芸緑化グループ

2 委託をした期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

~~~~~  
広島市告示（西区）第54号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市西区福島町二丁目24番1号  
社会福祉法人 広島市西区社会福祉協議会  
代表者 会長 東 友 一

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第55号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市南観音老人福祉センター及び広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市西区福島町二丁目24番1号
社会福祉法人 広島市西区社会福祉協議会
代表者 会長 東 友 一

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第56号

平成19年4月5日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 57 号

平成 19 年 4 月 9 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉 忠利

1 指定番号 第 6 号

2 指定年月日 平成 19 年 4 月 9 日

3 道路の位置

広島市西区己斐上二丁目 1329-6, 1933-4

4 幅員及び延長

幅員 5.00メートル

延長 52.49メートル

広島市告示（西区）第 58 号

平成 19 年 4 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

広島市告示（西区）第 59 号

平成 19 年 4 月 10 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、4 月 9 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第 60 号

平成 19 年 4 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

広島市告示（西区）第 61 号

平成 19 年 4 月 16 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、4 月 13 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第 62 号

平成 19 年 4 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

広島市告示（西区）第 63 号

平成 19 年 4 月 16 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 64 号

平成 19 年 4 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

広島市告示（西区）第 65 号

平成 19 年 4 月 23 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、4 月 20 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第 66 号

平成19年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（西区）第67号

平成19年4月23日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、4月22日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（西区）第68号

平成19年4月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、西区会計管理者（西区役所市民部市民課区出納員）の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

西区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 嘱託員 尾島 太郎 | 嘱託員 金丸 康夫 |
| 嘱託員 田谷 邦男 | 嘱託員 梶岡 隆久 |
| 嘱託員 林 繁   | 嘱託員 林 侑   |
| 嘱託員 石井 邦彦 | 嘱託員 安井 昌治 |
| 嘱託員 山本 祐司 |           |

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成19年4月1日

## 4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第69号

平成19年4月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、西区会計管理者（西区役所市民部市民課区出納員及び収納課区出納員）の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

西区役所市民部の市民課及び収納課（井口連絡所）

嘱託員 寺尾 昭二	嘱託員 遠地 三寧
嘱託員 薬師寺 恵美	嘱託員 山本 昌子

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条に規定する手数料（連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成19年4月1日

4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第70号

平成19年4月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、西区会計管理者（西区役所建設部管理課区出納員）の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

西区役所建設部管理課（竜王公園管理センター）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 嘱託員 酒井 一典 | 嘱託員 古田 治  |
| 嘱託員 栗根 隆文 | 嘱託員 辻 弘子  |
| 嘱託員 杉岡 澄枝 | 嘱託員 上田 和生 |

## 2 委任させた事務

公園照明点灯カード売払代金の収納

## 3 委任年月日

平成19年4月1日

## 4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第71号

平成19年4月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、西区会計管理者（西区役所建設部管理課区出納員）の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

西区役所建設部管理課（広島市サンプラザ）

嘱託員 岡井 貞二	嘱託員 宮田 浩一
嘱託員 山崎 哲也	

2 委任させた事務

公園照明点灯カード売払代金の収納

3 委任年月日

平成19年4月1日